

日本版 DBS 法の着実な実施とさらなる充実を求める意見書

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」日本版 DBS 法が2024年5月23日衆議院本会議で可決、参議院に送付され、6月19日参議院本会議にて可決・成立した。

本制度は学校や保育所などが、親などの目が届かない状況で児童らを預かる子どもと接する仕事に就労を希望する者の前科確認を学校設置者などに義務付けるものである。

学校設置者や保育所事業者は「特定性犯罪」の確認が義務付けられる一方、学習塾、スポーツクラブ、放課後児童クラブなどは認定制とされており、義務化施設の適用拡大を求める声もある。

日本版 DBS 法が参考にしたとされる、イギリスの DBS 制度 (Disclosure and Barring Service) は、DBS という公的機関が性犯罪歴を管理し、事業者からの照会を受けて、DBS が就業希望者に「無犯罪証明書」を送付し、就業希望者がこれを事業者に提出する仕組みである。

一方、日本版 DBS 法では、学校設置者等に前科確認義務を課し、その前科を照会させ、その通知を対象事業者に交付し、前科がある場合には、あらかじめ就業希望者本人に通知する。前歴の通知を受けた事業者等には守秘義務が課されるが、イギリスの制度と比較しても、情報漏えいのリスクとともに、事業者による手続き作業・金銭的負担も懸念されている。

よって、町田市議会は、政府に対して以下の実現を求める。

- 1 まずは義務を課されている学校設置者などにおいて着実な実施を求めるとともに、今後広く保護者などの意見を聞き、義務化の範囲を拡大するための検討を行うこと。
- 2 情報漏洩のリスクを低減させるとともに、学校設置者等の作業負担低減を図ることを実現させるため、国が管轄する機関が犯罪の有無を確認する書類を発行し、就業希望者が対象事業者に提出する方式に改める検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。